

中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成20年 4月 1日

20中福字第507号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（生活の負担の軽減を図るため、養成機関（通信教育を含む。以下同じ。）での受講期間の全期間について毎月、第6条第1項各号に規定する額を支給する給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）及びひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金（養成機関への入学に際し必要な費用負担の軽減を図るため、当該養成機関におけるカリキュラム（養成機関において第4条各号に規定する資格を取得するためのカリキュラムをいう。以下「カリキュラム」という。）の修了後に、第6条第2項各号に規定する額を支給する給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、当該資格の取得を容易にし、もってひとり親家庭の経済的自立の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ひとり親家庭の母又は父 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。
- 二 ひとり親家庭 母子家庭又は父子家庭をいう。

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において中央区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- 二 次条各号に規定する資格を取得するため、養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあっては6月以上）のカリキュラムを修業し、当該資格の取得が見込まれる者等であること。
- 三 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- 四 過去にこの要綱に基づく訓練促進給付金又は修了支援給付金（以下「給付金」という。）を受給していないこと。

2 前項第4号の規定にかかわらず、訓練促進給付金を受給して次条第2号に掲げる資格に係

る養成機関におけるカリキュラムを修了した者が同条第1号に掲げる資格を取得する場合、同号に掲げる資格に係る養成機関におけるカリキュラムを修業した者が同条第7号に掲げる資格を取得する場合等、引き続いて同条各号に掲げる資格に係る養成機関において修業する場合は、当該者は当該就業に係る訓練促進給付金の支給対象者とする。

- 3 修了支援給付金の支給対象者は、修業開始日から当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）までの間において区内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか、既にこの要綱に基づく修了支援給付金を受給していないものとする。

（対象資格）

第4条 給付金の支給対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 看護師
- 二 准看護師
- 三 介護福祉士
- 四 保育士
- 五 理学療法士
- 六 作業療法士
- 七 保健師
- 八 助産師
- 九 理容師
- 十 美容師

- 十一 歯科衛生士
- 十二 社会福祉士
- 十三 製菓衛生師
- 十四 調理師
- 十五 シスコシステムズ認定資格
- 十六 LPI 認定資格

十七 前各号に掲げるもののほか、就職の際に有利となるものであって、かつ、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラム（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあっては、就職の際に有利となるものであって、かつ、養成機関において6月以上のカリキュラム（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）を修業することが必要とされている資格について、前各号に準じ区長が認めるもの

（支給期間等）

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関における課程の修了までの期間（修業前に定められた正規の期間に限る。以下「修業期間」という。）とする。

- 2 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、第8条第1項の規

定による申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までの各月において支給するものとする。

- 3 修了支援給付金の支給については、修了日の翌日から起算して30日以内に申請があった後、支給するものとする。ただし、第3条第2項に規定する支給対象者は、引き続き修業する前条に掲げる資格に係る養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）で、訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されないもの（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）

月額141,000円

- 二 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円（修業期間の最後の12か月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）にあっては、月額110,500円）

- 2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されないもの 50,000円

- 二 前号に掲げる者以外の者 25,000円

(事前相談の実施)

第7条 区長は、この事業の実施に際して、対象資格を取得するために養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあっては6月以上）のカリキュラムを修業することを予定するひとり親家庭の母又は父を対象とした事前相談を行い、この要綱による給付金の受給を希望する者の把握に努めるものとする。

- 2 区長は、前項の事前相談において、当該ひとり親家庭の母又は父の資格取得への意欲及び能力並びに当該資格の取得見込みを的確に把握するとともに、生活状況について聴取する等、支給の必要性について十分確認するものとする。

3 区長は、養成機関に入学し、又は卒業する者に対して、東京都社会福祉協議会が実施する「東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金並びに東京都母子及び父子福祉資金等の技能習得資金等について紹介するものとする。

4 区長は、第4条第2号に掲げる資格を取得するために養成機関での修業を希望する者に対して、引き続き同条第1号に掲げる資格を取得するために養成機関で修業する場合、同号に掲げる資格に係る養成機関におけるカリキュラムを修業した者が同条第7号に掲げる資格を取得する場合等、引き続き同条各号に掲げる資格に係る養成機関において修業する場合にも、訓練促進給付金の受給が可能である旨を説明するものとする。

(給付金の支給等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、訓練促進給付金においては修業開始日以後に、修了支援給付金においては修了日の翌日から起算して30日以内に別記第1号様式による支給申請書を区長に提出するものとする。ただし、修了支援給付金の申請について、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 申請者は、前項の支給申請書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

一 訓練促進給付金 次に掲げる書類

イ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

ロ 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

ハ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。

ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。以下同じ。）

ニ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他の同号に掲げる者に該当することを証明する書類

ホ 第1項に規定する申請をする時（以下「申請時」という。）に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類（以下「在籍証明書」という。）

ヘ 申請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等（養成機関に1年以上修業している場合に限る。）

二 修了支援給付金 次に掲げる書類

- イ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- ロ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- ハ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）
- ニ 第6条第2項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他の同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

ホ 修業していた養成機関の長が発行する当該カリキュラムの修了を証明する書類

- 3 区長は、第1項の規定による申請を受理したときは、当該申請者の第3条第1項各号に規定する要件（以下「支給要件」という。）を審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
- 4 区長は、前項の規定による決定を行ったときは、遅滞なく、別記第2号様式による支給・不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定による決定の通知を受けた者は、訓練促進給付金にあつては別記第2号の2様式による請求書、修了支援給付金にあつては別記第2号の3様式による請求書により、区長に請求するものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第9条 区長は、訓練促進給付金の支給を受けているひとり親家庭の母又は父（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めるほか、定期的に単位取得証明書の提出を求めるものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、区長は、受給者に対し、訓練促進給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。
- 3 受給者は、ひとり親家庭の母又は父でなくなったこと、区内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、当該要件に該当しなくなった日の翌日から14日以内に別記第3号様式による受給資格喪失届により区長に届け出るものとする。
- 4 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の扶養義

務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、又は世帯を構成する者(扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、当該変更が生じた日の翌日から14日以内に別記第4号様式による申請事項変更届により区長に届け出るものとする。

(出席しなかった月の訓練促進給付金の不支給)

第9条の2 区長は、前条第1項又は第2項の規定による確認を受給者に対して行うことにより、受給者が月の初日から末日までの間、カリキュラムに出席しなかったと認められる場合(夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれている場合を除く。)は、当該養成機関に別記第5号様式による支給停止に係る確認書を送付するものとする。

2 区長は、前項に規定する確認書が養成機関から返送され、受給者が養成機関に月の初日から末日までの全てに出席しなかったことを確認できた場合は、当該月以後の訓練促進給付金の支給を停止し、別記第6号様式による支給停止決定通知書により、受給者に通知するものとする。

3 前項に規定する訓練促進給付金の支給を停止された受給者は、養成機関への出席を再開したときは、速やかに区長に報告するものとする。

4 区長は、前項の規定による報告があったときは、養成機関に別記第7号様式による支給再開に係る確認書を送付するものとする。

5 区長は、前項に規定する確認書が養成機関から返送され、受給者が当該養成機関に出席を再開したことを確認できた場合は、出席を再開した月以後の訓練促進給付金の支給を再開し、別記第8号様式による支給再開決定通知書により、受給者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 区長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨を別記第9号様式による取消通知書により当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 区長は、給付金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき、又は支給要件に該当しなくなったときは、支給額又は一部を当該支給を受けた者から返還させることができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区母子家庭高等技能高等技能訓練促進費事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定(高等技能訓練促進費に係る部分に限る。)は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に修業を開始した新要綱第3条に規定する高等技能訓練促進費の支給対象者について適用し、施行日前に修業を開始した同条に規定する高等技能

訓練促進費の支給対象者については、なお、従前の例による。

- 3 新要綱の規定（入学支援修了一時金に係る部分に限る。）は、施行日以後に修業を開始した新要綱第3条に規定する入学支援修了一時金の支給対象者について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年6月30日までの間、次の各号に掲げる者が、第8条第1項の規定による高等技能訓練促進費の支給を申請したときは、第5条第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から高等技能訓練促進費を支給する。
 - 一 施行日において、現に養成機関において修業している者 平成22年4月
 - 二 施行日から平成22年6月30日までの間に養成機関において修業を開始した者 その者が当該養成機関において修業を開始した日の属する月

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 第2条による改正後の中央区ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱（以下「改正後の高等技能訓練促進費等要綱」という。）の規定は、平成25年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に修業を開始した父子家庭の父についても適用する。
- 3 平成25年4月1日以後に改正後の高等技能訓練促進費等要綱第3条第1項に規定する支給対象者に該当することとなった父子家庭の父が、施行日から同年9月30日までの間に高等技能訓練促進費に係る申請をしたときは、改正後の高等技能訓練促進費等要綱第5条第2項の規定にかかわらず、当該支給対象者に該当することとなった日の属する月から高等技能訓練促進費を支給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第2条による改正前の中央区ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱（以下「改正前の高等技能訓練促進費等要綱」という。）第8条第1項の規定によりなされた高等技能訓練促進費又は入学支援修了一時金の支給の申請で、現に同条第3項の規定による決定をしていないものは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に第2条による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「改正後の高等職業訓練給付金等要綱」という。）第8条第1項の規定によりなされた訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給の申請とみなす。
- 3 施行日前に改正前の高等技能訓練促進費等要綱第8条第3項の規定により支給の決定をした高等技能訓練促進費又は入学支援修了一時金で、施行日以後に支給を行うものは、施行日

に改正後の高等職業訓練給付金等要綱第8条第3項の規定により支給の決定をした訓練促進給付金又は修了支援給付金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱、中央区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第2条による改正前の中央区ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱（以下「改正前の高等技能訓練促進費等要綱」という。）第8条第1項の規定によりなされた高等技能訓練促進費又は入学支援修了一時金の支給の申請で、現に同条第3項の規定による決定をしていないものは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に第2条による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「改正後の高等職業訓練給付金等要綱」という。）第8条第1項の規定によりなされた訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給の申請とみなす。
- 3 施行日前に改正前の高等技能訓練促進費等要綱第8条第3項の規定により支給の決定をした高等技能訓練促進費又は入学支援修了一時金で、施行日以後に支給を行うものは、施行日に改正後の高等職業訓練給付金等要綱第8条第3項の規定により支給の決定をした訓練促進給付金又は修了支援給付金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進費等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第6条の2の規定は、この要綱の施行の日以後の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給について適用し、同日前の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に新要綱第4条第2号に掲げる資格の養成機関を修了した者が、引き続き、施行日以後に同条第1号に掲げる資格の養成機関で修業した場合も対象とする。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第3条、第4条、第5条第3項、第6条第1項第2号、第7条第1項及び第4項、第8条第1項、第1号様式、第2号様式、第3号様式並びに第4号様式の規定は、同年4月1日から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第3条第1項第2号、第4条第17号、第6条第1項第2号及び第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第3条第1項第2号、第4条第17号、第6条第1項第2号及び第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。